



孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策について

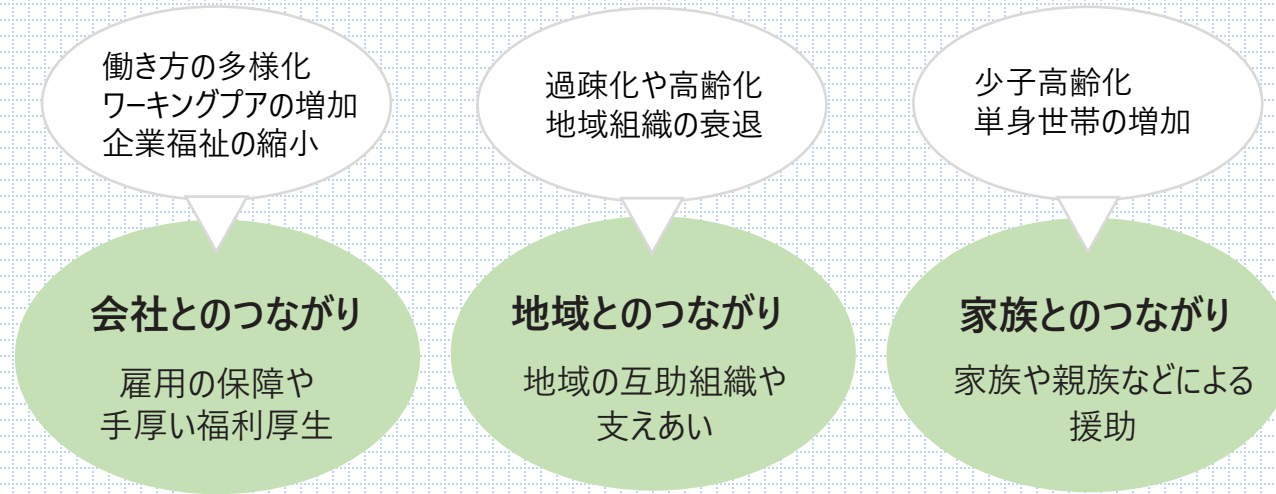
令和6年9月30日

内閣府孤独・孤立対策推進室

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

約4～5割の人が孤独を感じている

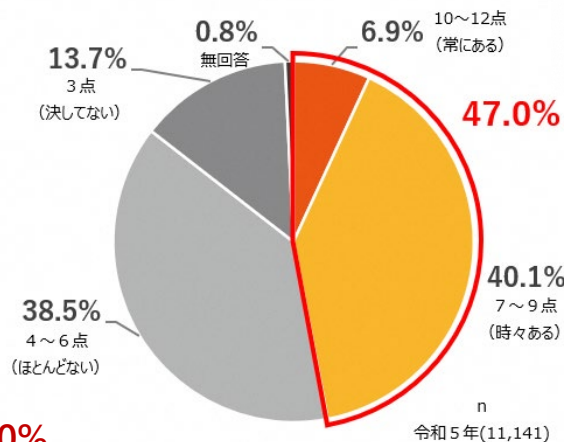
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

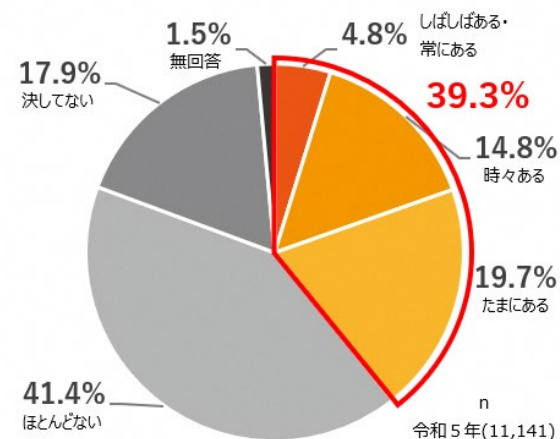
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が**39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策の重点計画の決定

理念・方針

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律

令和6年6月 法に基づく、
孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針
重点を置いて取り
組むべき事項

民間団体・NPO
との対話、連携

政府全体での対応、
民・NPOとの連携
がポイントだね！



あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



官民連携プラットフォーム設置



5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立。
こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・ 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定）のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立対策の取組（イメージ）①

声を上げやすい・相談しやすい環境整備

- 孤独・孤立対策においては、他人や制度に頼ることについて、よくないことであるという認識を持ったり、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識する、いわゆるスティグマを解消して、当事者等が相談等の支援を受けることができるようにすることが重要。
- 「孤独・孤立に悩む人を誰一人として取り残さない社会」を目指して、孤独・孤立で悩んでいる方々へ必要な支援が行き届くよう取り組む。

○「孤独・孤立対策強化月間」（5月）における集中的な広報


○ウェブサイトにおける周知による啓発

FAQ
皆さんからのよくあるご質問

Q1.なぜ孤独・孤立対策が必要？

社会全体の豊かさが衰えている中で、働き口の減少に伴って、高齢・低所得者がより一層孤立しています。


この点、身近な関係の活用を通して、相互から助けあうことが重要であるという考えのもと、働き口に関係なく、生活困窮に陥り、孤立する方の救済策として支援策を講じます。



専門家からのヒント

まずは相談してみましょう

全国のさまざまな相談窓口にいる社会福祉士の皆様から、相談窓口を把握することメリットと活用するためのポイントをお伝えいたしました。ヒントを読んで、ぜひ相談窓口を上手に活用して下ください。



○多言語対応 There are supports for you.

Do you have worries by yourself with no one to turn to?
You can use the chatbot to find the right assistance appropriate for your situation from about 150 support programs and contact points by answering a few questions.
Please take advantage of supports for you.

Find Programs / Contact Points To all of you under 18 years old



○相談の心理的ハードルを下げる取組（オンラインや匿名での相談を可能とする、制度活用は権利であることを周知する等）

親子のための相談LINE

匿名可能 相談方法

秘密厳守

子ども虐待防止 相談センターの取組



○電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談など多角的な相談支援体制の整備

あなたの声を聴かせてください

もし、あなたが悩を抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい SNSで話したい



「寂しい」と感じるのは自分のせいなのでは。他の人に孤立しているって知られたくない。

○ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制

こころ 孤独・孤立 相談ダイヤル（通話料無料）

12月15日（金）午前9時～午後9時

1月4日（木）午前9時～午後9時

#9999

匿名でも大丈夫。ひとりで悩みをかかえていますか？つらいときは電話で「9999」にかけて相談してみてください



○制度申請の簡易化やオンライン化、マイナポータルとの連携 自動ツールの導入等

あなたのための支援があります

マイナポータル連携

相談内容 相談日時 相談場所

相談内容 相談日時 相談場所

相談内容 相談日時 相談場所

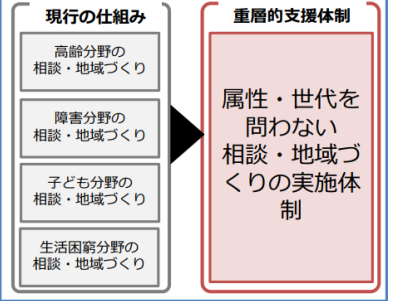


相談したり支援を受けるほどではないのでは。そもそもどこに相談したらよいかわからない。相談の手続きも面倒。

○各種相談支援制度の連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



孤独・孤立は誰にでも起こりうる身近な問題であるという社会認識の醸成
声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

相談支援体制の整備、発信
相談しやすい環境整備

孤独・孤立対策の取組（イメージ）②

人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果をもつ分野横断的な連携の促進

- 人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。
- 孤独・孤立対策が各地域で分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果をもつことを認識しながら、地域における人と人とのつながりを作る施策が当事者等へ円滑に届けられる環境を整備する。

つながりへの架け橋（例）

保健、医療、福祉、教育
その他の専門家

- ・かかりつけ医・リンクワーカー【医療】
- ・地域包括支援センター／生活支援コーディネーター【介護】
- ・地域共生担当【福祉】
- ・スクールソーシャルワーカー【教育】
- ・保護観察所【更生保護】



市民や民間事業者など

- ・民生委員・児童委員【福祉】
- ・保護司【更生保護】
- ・行政相談委員【相談受付】
- ・つながりサポーター【孤独・孤立対策】



分野横断的な広報・相談窓口
による周知

- ・消費者被害防止
- ・行政相談



相乗効果
孤独・孤立の軽減予防
各種施策の利用促進
地域活動の活性化

人と人とのつながりの創出（例）

公園を活用したつながりの場
【環境】



地域のボランティアサークル、スポーツ・文化
芸術・趣味サークル等【まちづくり、福祉】



博物館・公民館・図書館等を活用した
地域のつながり【文化】



こども食堂など多様なこどもの居場所、
多世代交流の場【こども・食育】

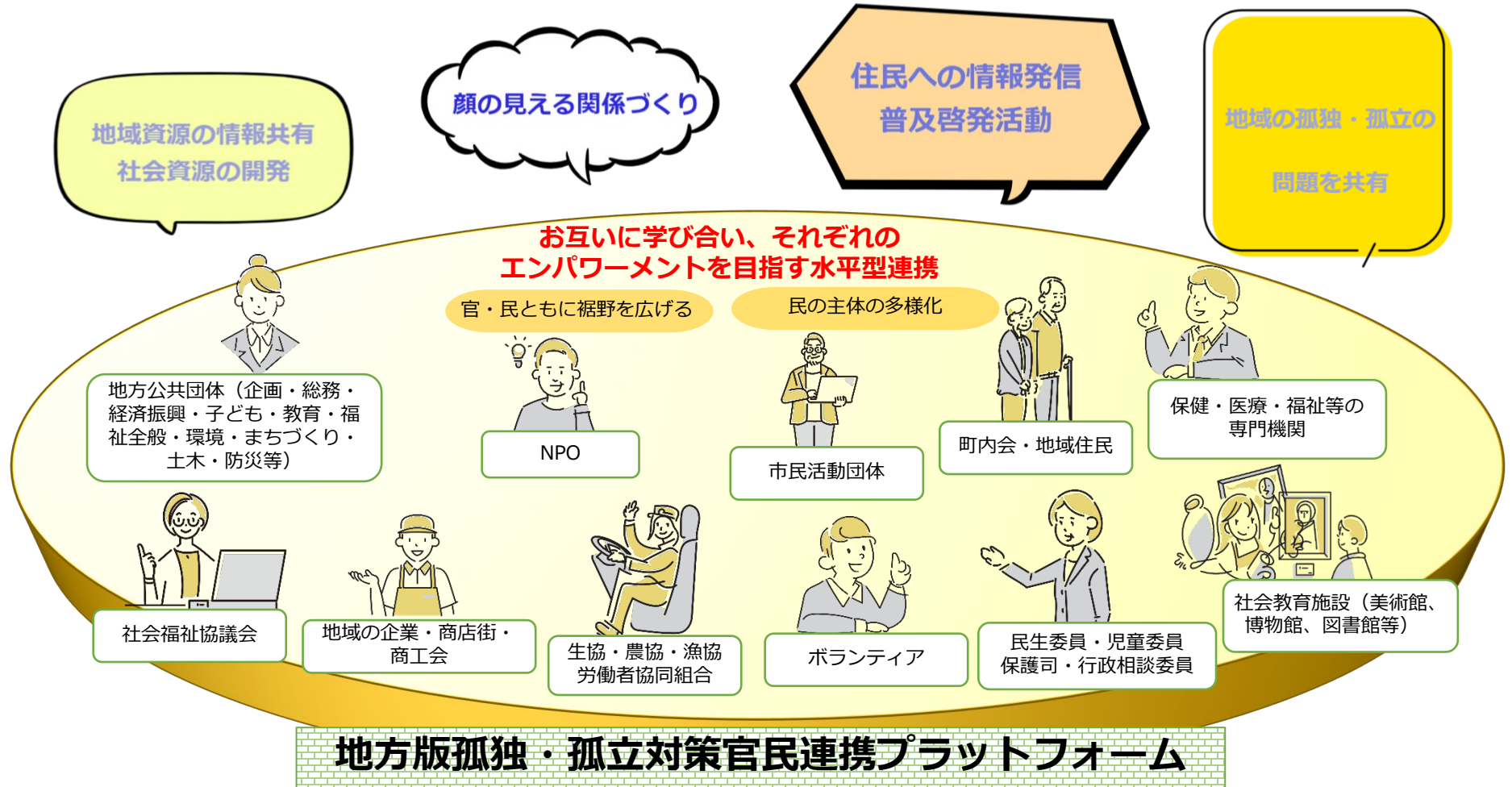


居住支援法人等や消費生活協力員・協力団体・地域による見守り
【住宅・消費者保護・環境】

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し、各種施策の情報を共有
人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携を促進

孤独・孤立対策の取組（イメージ）③ 官民連携の基盤整備

- 孤独・孤立の問題に対して、行政のみや、支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・NPO等の取組の連携強化が必要。このため、全国的なプラットフォームの活動に加え、地方公共団体においても、官・民・NPO等の関係者の連携・協働を促進する場として官民連携プラットフォームを設置することを推進。
- 官民間わらず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指す。



孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）

- 年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】



（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【子ども家庭庁】
- フードバンク活動の推進【農林水産省】
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
- 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- 就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
- 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

(参考) 孤独・孤立に関する有識者会議の意見について

孤独・孤立対策有識者会議

- 孤独・孤立対策の重点計画の在り方その他孤独・孤立対策に関する重要事項について検討するために開催。

【構成員】

石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授	原田 正樹	日本福祉大学学長
伊藤 美奈子	奈良女子大学大学院生活環境科学系教授	宮田 秀利	福島県埴町長（全国町村会 行政委員会委員長）
大野 元裕	埼玉県知事（全国知事会 社会保障常任委員会委員）	宮本 太郎	中央大学法学部教授
◎ 菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授	森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授	横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授
中野 五郎	大分県臼杵市長（全国市長会 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会副委員長）		

（◎：座長）

- 令和5年10月以降、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果の考察についての議論や関係省庁からのヒアリング等を実施。これらも踏まえ、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見をとりまとめ。

新たな重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見（抜粋）

【基本理念について】

- 新たに策定される重点計画においても、継続性及び法との整合性を確保するために、現行の重点計画の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲することが適切である。

【広報・相談窓口・支援の在り方について】

- 各種相談窓口において、制度や相談機関の壁をなくすような広報の在り方及び支援体制を検証し、常に運用の改善を図ることが必要である。さらに、手続きの負担感を減らすために、制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入等を各相談窓口において検討することが必要である。

【人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進等】

- 孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなりうることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりを作る施策が円滑に届けられる環境を整備すべきである。

【新たな重点計画に定める施策について】

- 重点計画の具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援。
 - 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。（令和6年度都道府県向けについては、孤独・孤立対策推進交付金により支援）
- ※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）
※令和5年度実績 15団体（都道府県・政令指定都市 5団体、市区町村 10団体）
※令和6年度実績 32団体（都道府県・政令指定都市 21団体、市区町村 11団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

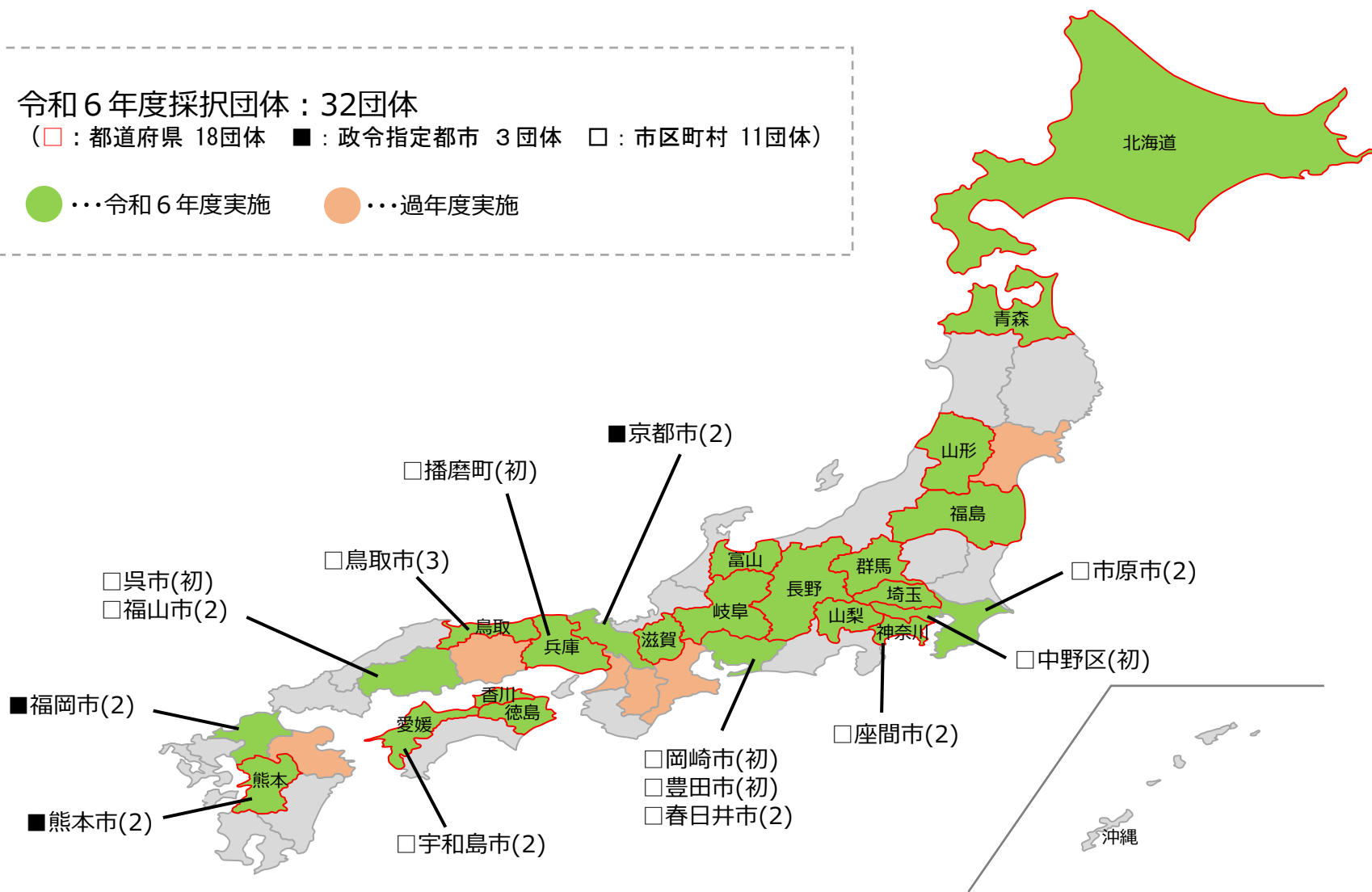
地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進

令和6年度採択団体：32団体

(□：都道府県 18団体 ■：政令指定都市 3団体 □：市区町村 11団体)

● …令和6年度実施

● …過年度実施



令和6年度 地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業 採択団体〈市区町村〉

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 市区町村を対象として、各地域の実情に応じた関係者の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開。

取組団体

令和6年度の取組団体は、以下の14団体

○新規取組団体（5団体）

中野区（東京都）、岡崎市（愛知県）、豊田市（愛知県）、播磨町（兵庫県）、
呉市（広島県）

○過年度からの取組団体（9団体）

京都市（京都府）、福岡市（福岡県）、熊本市（熊本県）、
市原市（千葉県）、座間市（神奈川県）、春日井市（愛知県）、鳥取市（鳥取県）、
福山市（広島県）、宇和島市（愛媛県）

採択団体と取組概要(1/2)

	団体名	政令市	概要
1	京都府 京都市	●	現在運用中の「京都市版お悩みハンドブック」について、孤独・孤立に悩む方自らが社会資源につながりやすくなるよう、「孤独・孤立に関する連携協定」協定締結団体等の地域資源の具体的な事業内容や強みを「見える化」したオンラインデータベースの作成機能を付加するカスタマイズを実施し、支援団体間の更なる連携強化にも活用していく。
2	福岡県 福岡市	●	孤独・孤立状態にある方は、複合的な課題を抱えていることが考えられ、その中には悩みが明確になっていない方、どこに相談すればいいのかわからない方も多い。そのため、広報啓発の充実を目的とした福岡市版お悩みハンドブック（Webサイト）の新設や関係機関等へ孤独・孤立問題に関する普及活動を実施していく。
3	熊本県 熊本市	●	既存のプラットフォームの事務局機能をNPOに担ってもらい、NPOの事業継続性を担保しつつ、官民連携の深化を図っていく。さらにはこれまでの知識や経験を相互に共有し、連携・協働することで、孤独・孤立問題の「予防」と「支援」について発展的な取組に繋げ、今後目指す孤独・孤立対策地域協議会設立のベースとしていく。
4	千葉県 市原市		プラットフォーム会議の訴求力・発信力の強化や、「ゆるくつなぐ」精神を浸透させていくことを目的とした「ゆるサポ」の養成、地域住民やNPO団体等から企画提案を募る「公募型研修委託事業」等により、地域の多様な主体との連携による自律的な課題解決が図られる体制づくりを目指す。
5	東京都 中野区		孤独・孤立対策の啓発・機運醸成が目的の事業として、地域包括ケアシンポジウムと見本市を開催する。地域包括ケアシンポジウムでは大学生等の参画により20代～30代の若者の孤独・孤立をテーマとして実施検討。見本市では、関係機関どうしが連携・交流を図り孤独・孤立対策に資する新たな事業を創出する機会とすることを想定している。
6	神奈川県 座間市		共同実施自治体による官民連携プラットフォーム形成に向けた連絡会議を開催。共同する4市にはひきこもり支援を通じた連携の実績があるためそこをベースとし、それぞれが築いてきた社会資源やネットワークを共有し、市域を超えた支援体制の構築を図る。 また、座間市で令和5年度に実施し、継続する声が多く上がった美術展の開催など、アートに関する事業を通して地域住民への周知・意識づけを行っていく。
7	愛知県 岡崎市		「つなぎめ」の連絡網を拡充し、一団体として活動できるつながりへ発展させてプラットフォームを設置。岡崎市の中でウォークアブルな開発を進める地域、通称QURUWA(クルワ)で空いているスペースやレンタルスペースを活用し、LGBTやヤングケアラー等定期的にテーマを変えた企画を実施予定。テーマに関心がある方がつながることができる場を目指す。

採択団体と取組概要(2/2)

	団体名	政令市	概要
8	愛知県 春日井市		新たに2地区で連携プラットフォームを設立し、先行するモデル地区との情報共有や相互支援のネットワーク化を図る。また、ICTを活用している事業者や福祉分野以外の地域貢献活動に関心がある民間企業、社会福祉法人等との連携・協働を促進し、人と人がつながりあう取組を創出する。
9	愛知県 豊田市		実施している支援プロジェクトに孤独・孤立対策を行っている、または興味がある事業者を加えてプラットフォームを設置予定。 また、相談に「来ない・来られない」対象者への支援を提供するため、既存の事業を強化。人や地域、社会とのつながりのきっかけとなる参加支援事業を各支援機関が持つ情報を分析して実施し、支援がいきわたる社会を実現させる。
10	兵庫県 播磨町		「待ちの行政」から「アウトリーチ型の行政」へと転換するため、先進地視察の情報交換等を踏まえ、アウトリーチ型相談体制を構築するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携しながら、きめ細やかなプラットフォームを確立する。
11	鳥取県 鳥取市		孤独・孤立対策を「まちを豊かにする」活動として位置づけ、「ひとりぼっちをつくらないまちづくりの創造」を目指す。つながりサポーターについては、交流会やリーダー養成講習会、定期的な研修会の開催などを検討。 また、住民への周知や意識づけについては孤独・孤立対策の基盤事業の1つである地域食堂ネットワークや各地域の地域食堂、テレビCM・番組などの活用を通して行っていく。
12	広島県 呉市		孤独・孤立の実態把握に関する市民意識調査を実施し、地域の居場所づくり等のため、市、地域の事業者、NPO等を含めたプラットフォームの設置を行う。また、孤独・孤立問題の周知を図り、地域全体で支援する気運を醸成するために講演会を実施し、地域での包摂（温かい見守り、声をあげやすい地域社会の実現）を進めていく。
13	広島県 福山市		官民連携プラットフォームの設立を予定。分野を問わず悩みを受け止め、各関係機関が連携しながら支援していく。孤独・孤立の「未然防止・予防・早期発見」を目標に、誰かに頼りやすい環境を整えるため、正しい理解と対応について啓発に努めていく。
14	愛媛県 宇和島市		生活に欠かすことのできない「食」をテーマとしてNPO団体が実施している「食支援」を活用し、顔の見える関係のきっかけをつくり、そこを起点に日ごろの悩みなどを気軽に相談できるつながりが持てるような関係性の構築を目指す。行政機関の相談支援体制の強化とNPO団体の幅広く柔軟な活動との両輪で、抜け漏れのない支援を確立させていく。

1 鳥取市における孤独・孤立対策について

■ これまでの取組、課題、あるべき姿

- 平成30年度に初めて地域福祉推進計画を作成。まず包括的支援体制の整備に取り掛かり、その後、重層的支援体制整備事業（令和3年度試行、令和4年度実施）に移行。アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施中
- 令和4年度に鳥取市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築
- 対策を展開するにあたり、生活圏の中核である鳥取市とその周辺市町との連携が不可欠であり、広域展開の必要性を感じていた

2 広域連携孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの形成

■ プラットフォームの形成

- 令和4年度に構築した鳥取市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを「麒麟のまち連携中枢都市圏」である鳥取市周辺4町（智頭町、八頭町、若桜町、岩美町）、兵庫県2町（新温泉町、香美町）へ広域展開

■ 参加団体の選出方法、参加打診の工夫等

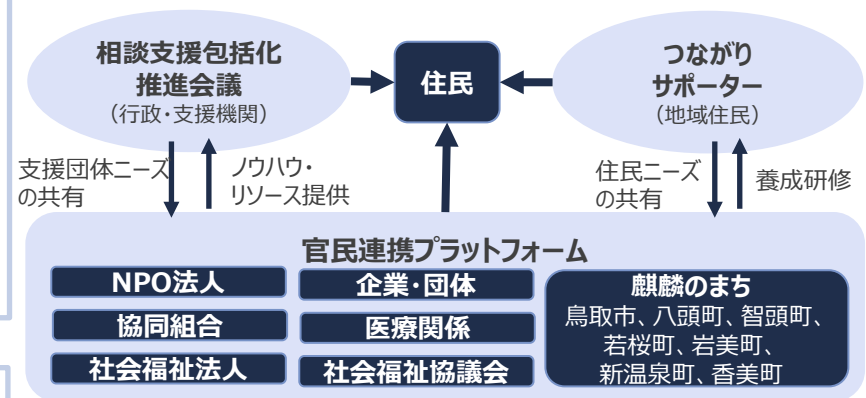
※既に麒麟のまち圏域で連携して実施している地域食堂事業を基盤に、広域連携PFは市町担当者との協議で進められている

- 7/10 政策推進会議（鳥取市幹部会）、7/10～20 各町担当課への説明を実施し賛同を得る
- 7/21 鳥取市長定例会見を実施し、公に連携PFの推進を表明
- 10/30 改めて各町担当者会議を実施し、企画について意見交換
- 11/2 創生戦略会議（首長会議@兵庫県香美町）において、広域連携PF事業の推進を決定

■ 官民連携PFが果たす役割

- 情報やリソースの共有**：住民のお困りごと・ニーズの団体間での共有、各団体の強み・リソースの共有。**相談支援包括化推進会議**で孤独・孤立の困難事例について検討
- 人材育成**：**つながりサポーター養成研修**の広域実施
- 市民への周知**：市民参加型ワークショップ「**つながりミーティング**」を鳥取大学と連携して開催、シンポジウムの開催

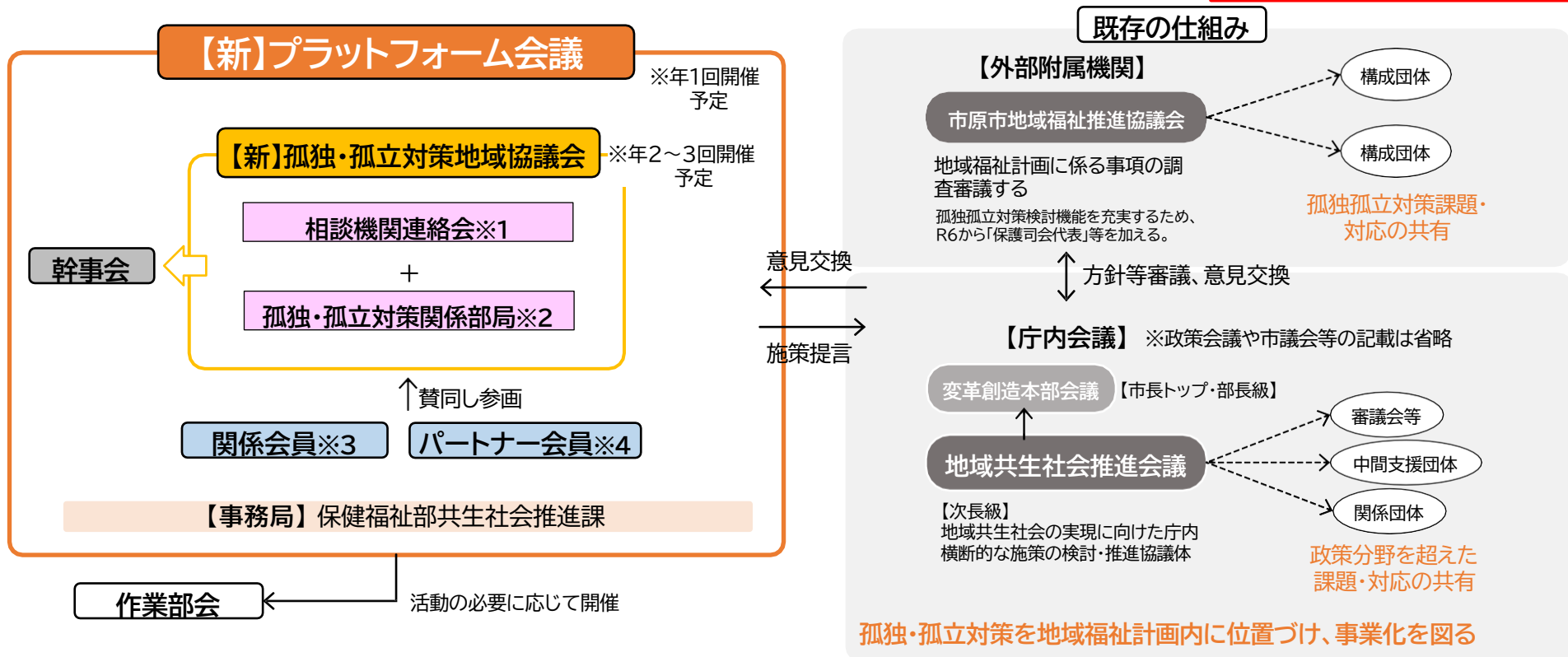
■ 官民連携プラットフォーム組織図イメージ



とっとりコネクト
<https://tottori-iju.jp/kirin-no-machi/>

市原市孤独・孤立対策地域協議会の設置と既存の仕組みの関係

地方公共団体における取組事例②
第1回孤独・孤立対策推進会議（令和6年5月14日）資料より抜粋



※1 相談機関連絡会

重層的支援体制整備事業の多機関協働。顔の見える関係づくりの場。

- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- いちほら生活相談サポートセンター
- いちほら福祉ネット
- 社会福祉協議会
- 千葉県医療SW協会
- 生活福祉課
- 子ども家庭総合支援課
- 子育てネウボラセンター
- 子育て支援センター
- 青少年指導センター
- 指導課スクールソーシャルワーカー

※2 孤独・孤立対策関係部局

孤独・孤立対策に関連する部署を追加。

- 消費生活センター
- 地域連携推進課
- 保健センター
- 共生社会推進課

※3 関係会員

行政関係団体、中間支援団体、孤独孤立対策に関係する市の附属機関などに参画する団体。

- (例)
- 町会長連合会
 - 市医師会
 - 商工会議所
 - 小中学校校長会
 - 民生委員児童委員協議会
 - 子育て家庭支援員協議会
 - 保護司会・更生保護女性会 など

※4 パートナー会員

趣旨に賛同するNPO団体、民間事業者等。

- (例)
- こども食堂運営団体
 - 子育て支援団体
 - ボランティア団体
 - 不登校当事者会
 - 認知症家族会
 - ひきこもり当事者会
 - 社会課題解決に取り組む企業 など

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査の概要

1 目的

・NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対策に資する取組への支援を行うとともに、その取組成果等を踏まえた取組モデルとして構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.15億円（民間団体への委託調査）

3 受注者の役割

・受注者は、モデル事業の公募・採択、取組の進捗管理や支援を実施し、それぞれの取組成果や課題等を整理するとともに、得られたノウハウ等を抽出した取組モデルを提示する。

4 モデル事業の実施

(1) 対象者

・NPO、公益法人、社会福祉法人等の非営利団体（任意団体も含む）

(2) 支援対象となる取組

・孤独・孤立の問題に対する日常生活環境における早期対応や予防に資する先駆的な取組

【モデル事業のテーマと取組イメージ】

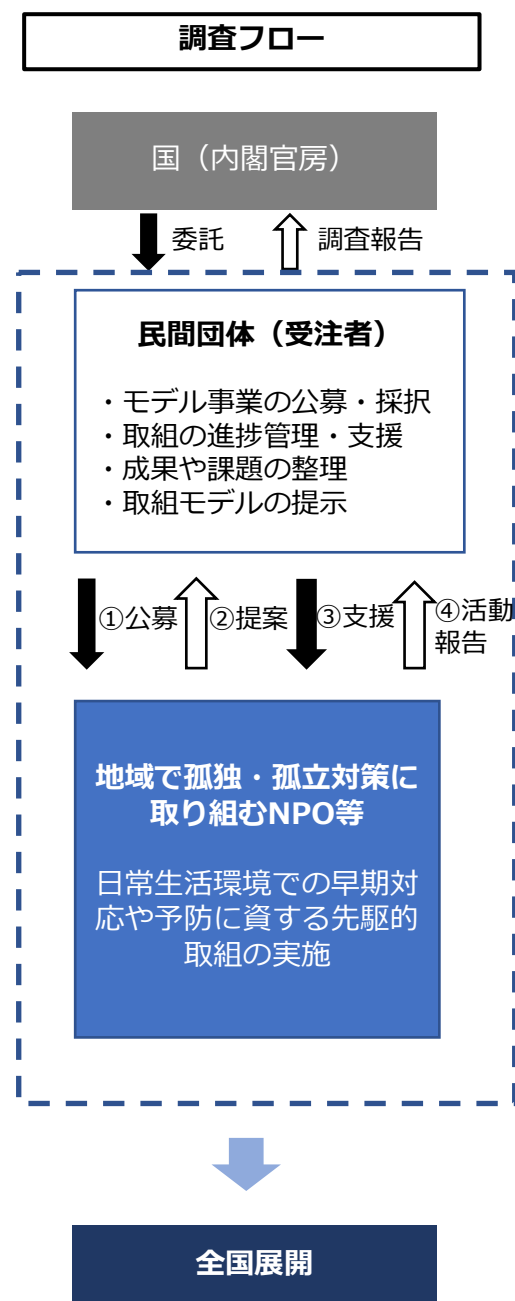
テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シエツド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

(3) 採択団体の取組に係る経費負担

- ①（市区町村区域想定）：上限200万円
- ②（小学校区や自治会等の区域想定）：上限50万円

(4) 対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等



「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（1/2）

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット（北海道札幌市）

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。

サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いでいく。

対象	特徴
子ども・若者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 家庭に食料や日用品を配達しながら様子を聞き取る「見守り支援」は、シングルマザー、ケアラー、ヤングケアラー等延べ16名が利用。
- 外出機会が制限されがちな中高生を自宅に迎えに行く「移動支援」には、延べ12名が参加した。「送り迎えの車の中で話ができるのも、ゆっくり話ができている！」
- 子ども・若者が集まる場所に車を止め、車内空間を活用して交流を促進する「居場所づくり支援」には、延べ798名が参加。「案外居心地いいね。ちょっとアウトドアしてるみたいで楽しい。」「もう毎週でも、毎日でも来て欲しいです。甘いものがあるのが嬉しい！」



ミツバチと共に創る心を繋ぐ地域共生コミュニティ

一般社団法人 WATALIS（宮城県亶理町）

当法人が運営するコミュニティカフェと遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルスに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。

地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取り組みを通して、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

対象	特徴
高齢者・障がい者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- メンタルに不調を抱える30代の男性がミツバチをテーマとした体験型プログラムに参加し、多様な世代の方との交流と地域貢献の取り組みを通して生きる喜びを実感。ミツバチ飼育に関わるようになってから気持ちの浮き沈みが緩やかになり、最近新しい職場が決まったとの連絡があった。
- コミュニティカフェには地域の高齢者が多く来店。98歳のおじいちゃんほぼ毎日来店。息子さん夫婦と同居しているものの、奥様が亡くなり同世代の知人もいなくなり話し相手がないとのこと。耳が遠いのでいつも筆談している。「ここでコーヒーを飲んで、話を聞いてもらうのが楽しい。こういう場所が欲しかったんだ！」



「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（2/2）

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要

日本版メンズ・シェッドの提供事業

特定非営利活動法人 かみああと（愛知県瀬戸市）

大工仕事などを通じた男性の中年・シニア世代の交流の場となる新たな居場所を立ち上げ、ペットのための小屋や野鳥の巣箱作りなどを地域の子供達と共に行う。

また、家具や自転車の修理など、地域に必要な活動を行うと同時に、ご年配者が自身の新たなスキル、技術をお互いに教えあい体得する教育の場として提供する。

対象	特徴
中年・シニア世代 (特に男性)	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 興味を持って参加してもらえる中高年・シニア世代を集めるため、地元の町内会、地域包括支援センター、行政、市議員等の協力を得ながら、ポスターやパンフレットによる広報を実施。
- 近隣の市町に住んでいる人にも声をかけており、参加した人が地元の地区で同様の取組を展開することで、より広い地域で中高年・シニア世代の孤独・孤立の予防されることを目指している。
- 具体的に制作する作品を決めて、10月頃から参加者と共に制作に取り組んでいく予定。制作した作品を瀬戸市で開催されているマルシェに出品するなど、利益を得られる活動とすることで、本取組が事業終了後も継続して取り組んでいけるよう工夫。



SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う地域づくりの取組

特定非営利活動法人 抱樸（福岡県北九州市）

暴力団事務所跡地を活用した希望のまちプロジェクトを進めており、跡地における建築が始まるまでの期間SUBACO（プレハブ）を設置し、誰も寄り付かなかった場所で住民と出会い・つながり、「役割と出番」のある日常を創出する。

対象	特徴
孤独感を持つ多世代	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- 「七夕飾りづくり」や「地域清掃」、「ミニマルシェ」等、地域住民同士が触れ合うためのイベントを開催（7月）。
- 弁護士や司法書士等と協働し、困りごとを抱える人と専門家をつなげ孤独に陥らないための機会として「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」を開催。相談ブースだけではなくフードパントリー（住民や企業からの寄付等）、食事（ドライカレー、かき氷）の提供、こどもの遊び企画なども一緒に行い「夕涼み会」として沢山の方が参加できるような仕掛けを行ったこともあり、180名以上が参加。
- SUBACOの活動カレンダーを渡した住民から「今月のマルシェはいつ?」、「毎月楽しみにしているよ」などと声をかけてもらうことが多く、地域に少しずつ活動の認識が広がっている。

